

# 院長の独り言

(2015年12月14日執筆)

医療に関する価格は国が定める公定価格です。次回は2016年4月に改定されます。基本方針として厚労省は、(1) 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化・連携 (2) 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療の実現 (3) 重点的な対応が求められる医療分野の充実 (4) 効率化・適正化を通じて国民皆保険の持続可能性を高める、という四つの視点を挙げています。

医療機能の分化や連携を推進するということは、慢性期で、病状が軽いにもかかわらず、家庭でみられないからという理由で入院を続けることが難しくなります。町内の施設を始め受け皿の充実が急務です。

かかりつけ医やかかりつけ薬剤師・薬局の機能が評価されます。この点では、静仁会静内病院は開院当初から24時間365日診療を行っており、まさにかかりつけ医そのものです。薬局に関しては、複数の医療機関を受診されている人は、出来るだけ一カ所の薬局で調剤してもらいましょう。服用している薬全般の管理をしてもらえます。

また、後発医薬品の使用促進や価格の適正化、残薬や重複投与、不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取り組みなどが挙げられました。後発医薬品（ジェネリック医薬品）を、静仁会静内病院は積極的に採用しています。家庭での薬の飲み残しは、医療費の無駄の一因です。余っている薬は隠さずに医師に申告しましょう。薬代は下がるのが確実ですが、湿布は枚数制限が今以上に厳しくなるようです。さらに、税制改正では、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間25,000円以上購入した世帯に対して、所得控除制度を創設するそうです。薬局で購入できる薬は薬局で購入して、病院に来ないようにしたいのですが、薬局では診察をするわけではありませんし、患者さんが自分に合った薬を自分自身で的確に選べるかどうか。疑問が多い制度です。

診療報酬改定を踏まえて、静仁会静内病院はより充実した医療を提供できるように頑張ります。

